

厚生委員会記録

1 日 時 令和元年6月26日（水曜日）

開 会	午前10時04分
休 憩	午前10時21分
再 開	午前10時36分
休 憩	午前11時11分
再 開	午後 1時16分
休 憩	午後 1時54分
再 開	午後 2時15分
閉 会	午後 2時41分

2 場 所 第2委員会室

3 出席委員 10人

委員長	高 田 真 里
副委員長	泉 英 之
委 員	松 井 邦 人
//	金 井 毅 俊
//	大 島 満
//	松 尾 茂
//	橋 本 雅 雄
//	鋪 田 博 紀

委 員	高 田 重 信
//	高 見 隆 夫

4 欠席委員 0人

5 説明のため出席した者

【病院事業局】

病院事業管理者（富山市民病院長）	石田 陽一
富山まちなか病院長	樋上 義伸
管理部長	古澤 富美男
理事（管理部次長）	高田 英俊
参事（総務医事課長）	石井 達也
医事課長	浦田 純一
経営管理課長	井村 孝志
契約出納課長	長森 貴弘
経営管理課主幹（調整担当）	竹内 孝

【市民生活部】

部長	岡地 聡
部次長	蔵堀 茂博
部次長（生活安全交通・防災危機管理担当）	宮津 公明
参事（市民生活相談課長）	広瀬 圭一
参事（市民課長）	毛呂 知昭
生活安全交通課長	森川 知俊
男女参画・市民協働課長	高田 まどか
スポーツ健康課長	若松 潤
大沢野行政サービスセンター所長	中田 俊彦
大山行政サービスセンター所長	酒井 英幸
八尾行政サービスセンター所長	中島 善一
婦中行政サービスセンター所長	野上 健
山田中核型地区センター所長	高杉 稔
細入中核型地区センター所長	圓山 尚英
消費生活センター所長	川越 直樹
市民生活相談課主幹（調整担当）	豊岡 円

【福祉保健部】

部長	酒井 敏行
理事（保健所長）	元井 勇
部次長	高野 聡
部次長（医療介護連携・総合ケア・高齢者福祉担当）	中島 眞由美
参事（医療介護連携・高齢者福祉担当）	岩田 大史
参事（保健所次長）	瀧波 賢治
福祉政策課長	山森 豊
生活支援課長	丸本 昌
指導監査課長	長 康博
障害福祉課長	沼崎 益大
長寿福祉課長	高場 英人
介護保険課長	三邊 泰弘
保険年金課長	鈴木 富勝
大沢野行政サービスセンター地域福祉課長	久郷 元幸
大山行政サービスセンター地域福祉課長	滝川 智士
八尾行政サービスセンター地域福祉課長	藤井 克彦
婦中行政サービスセンター地域福祉課長	藤井 泰三
保健所地域健康課長	横山 浩二
保健所保健予防課長	宮崎 英明
保健所生活衛生課長	宮前 仁
まちなか総合ケアセンター所長	酒井 敦子
福祉政策課主幹（調整担当）	澤野 重雄
生活支援課主幹	中田 陽子

【こども家庭部】

部長	中村 正美
部次長	牧田 栄一
こども支援課長	関谷 雄一
こども福祉課長	熊本 真紀
こども育成健康課長	中田 祐一
大沢野行政サービスセンター地域福祉課長	久郷 元幸
大山行政サービスセンター地域福祉課長	滝川 智士
八尾行政サービスセンター地域福祉課長	藤井 克彦
婦中行政サービスセンター地域福祉課長	藤井 泰三
まちなか総合ケアセンター所長	酒井 敦子
こども支援課主幹（調整担当）	中川 美智留

6 職務のために出席した者

【議会事務局】

議事調査課副主幹

朝倉 雅彦

議事調査課副主幹（議事係長）

中山 崇

議事調査課主事

北山 栞

7 会議の概要

委員長 ただいまから、令和元年6月定例会の厚生委員会を開会いたします。

〔報道機関のテレビカメラ撮影の許可〕

委員長 審査に先立ち、委員会記録の署名委員に大島委員、松尾委員を指名いたします。

当委員会に付託されました各案件の審査については各部局単位とし、お手元に配付してあります委員会審査順序のとおり行う予定であります。

これより、病院事業局所管分の議案の審査を行います。

議案第103号 富山市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

これより、当局の説明を求めます。

医事課長 〔議案説明資料により説明〕

委員長 これより、質疑に入ります。
質疑はありませんか。

高田委員 まず初めに、今説明のあったマイクロアレイ

血液検査について、平成24年7月1日に導入されてから今日までの実績をお聞かせください。

医事課長 平成24年度から平成30年度までで462件を検査しております。
ちなみに、今年度4月から6月20日までで12件となっております。

高田委員 それに対する精度一先ほど90%ほどと言われたと思うのですが、どういう成果が出ているのか教えてください。

医事課長 この検査は、血液を採取するだけであり、一番体の負担が少ないという評判はあります。それと、もしもこの検査によって一割の精度ですが一がんと判定されると、精密検査を受けていただきます。その精密検査の結果、がんは見つからなかったという場合には、もう一度検査を受ける一議案書にその再検査の金額を記載してあります一そういう実績がございますので、精度的にはいい検査だと思っております。

高田委員 462件、その後12件という数字なのですが、病院事業管理者とすれば、この数字はど

のように捉えていますか。

病院事業管理者 この数字が多いか少ないかはちょっと判断が難しいところがありまして—この検査は検診のときのオプションとしてつけてあります。この検査をすることによって、さらに精密な検査を受けていただくきっかけになるということが多くなっています。

したがって、この件数がどんどん増えていくということはまずあり得ないことですので、受けていただく人数に応じてやっていけばいいと思っています。

ちなみに、収支については、利益を出そうとしてやっているものではないです。

高田委員 委託料が値上げされた分でそのまま検査料が上がったという捉え方でよろしいでしょうか。

医事課長 そのとおりでございます。

松尾委員 すみません、この検査料なのですけれども、そもそも一般的にもっと高い金額ではなかったかなという印象を持っていたのですが、そのようなことはないでしょうか。

医事課長 この検査は、県内では砺波総合病院と済生会

富山病院で行っております。この委託料の値上げ後と同じ金額で砺波総合病院が、済生会富山病院はもともと6万5,000円と、市民病院より高い金額を設定しております。

松尾委員 全国的に見ても、すごく安いというふうに記憶しているのですけれどもどうでしょうか。

医事課長 患者さんの負担が大体6万円というのは、安い設定だと思っております。

松尾委員 具体的にどうなのですか。全国的な平均というのはわからないですか。

医事課長 全国的な平均で言えば、今の値上げに伴って設定する金額が、ほぼ平均金額だと聞いております。

委員長 ほかにありますか。

〔発言する者なし〕

委員長 ないようですので、これをもって、議案の質疑を終結いたします。
これより、議案第103号の討論に入ります。
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

討論なしと認めます。

これより、議案第103号を採決いたします。
本案件は、原案のとおり決することに御異議
ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

御異議なしと認めます。

よって、本案件は原案可決されました。

以上で、病院事業局所管分の議案の審査を終
了いたします。

次に、病院事業局所管分で、ただいまの議案
以外に何か質問はありませんか。

松井委員

本年4月から石田院長が市民病院の院長と病
院事業管理者を兼務するという立場となり、
3カ月ほどたちましたけれども、今までの院
長業務だけという形と、病院事業管理者と兼
務という形での、病院事業局としてのメリッ
ト、成果と、1人で2つを兼務するというこ
とに対する課題としてどういうものがあるの
かお聞かせください。

病院事業管理者

今、病院事業管理者と院長を兼務しておりま

すけれども、これにつきましては、院長として病院の医療の質を上げることと、経営面とのバランスをとるということで、1人で兼務することによるメリットを感じているところ
です。

一方、業務量が増えているということは間違い
ございません。

それで、病院事業局には、院長代行という者
を置く制度がありまして、現在、藤村院長代
行がおります。病院長の業務の中で過多にな
っている部分を代行してやってもらうことと、
将来、院長になることの可能性も含めて、勉
強していただいているところです。

鋪田委員

本年4月から逡信病院がまちなか病院になっ
たということで、きょうは病院長もお越しで
ございます。当然、数字とかいろいろなもの
については、運営が始まったばかりなのですが、
引継ぎに当たって、その様子はどうであ
ったか一例えば民間病院であったときと、公
的病院、しかも今後、市民病院との役割分担
という割とはっきりした目標が出てきた中で、
働く方々のモチベーションの変化など、何か
あればお答えいただけますか。

まちなか病院長

まず、職員全体のうち、ほとんどの人がその

まま残るといような形で開始しております。その中で、職員にはまず、病院が進むべき方向性、特に来年度から回復期病床を目指すといようなところを皆さんにお話をして、その後、どう考えているのかといところまで踏み込んで一人一人に聞いています。

その中で、職員の意識としては、十分に私の言いたかったこと、あるいは方向性については理解いただいていると思います。

実際には、はっきり言って、入院数がかなり増えていますので、かなり忙しくなっています。ただ、そのことに関して、働いている側からは「忙しくても私はこの病院が好きだし、ここでやりたい」とほとんどの方が言っていたので、私としては、どんどん進めていけると自信を持っております。

鋪田委員

力強いお言葉をいただきましてありがとうございました。

まちなか病院の課題として、例えば院内処方という形での問題の話もさきの3月定例会の厚生委員会の中でありました。法改正で、敷地内薬局という制度がとれることにはなっているのですけれども、将来的にはそういったことも活用しながら、業務の減量化を図っていくことも必要なのかといふふうに思います

が、その点はどういうふうにお考えでしょうか。

まちなか病院長 当初、やはり全国的な流れからいっても、院外処方というのは1つの目標であったわけですが、実際にはまちなか病院に来られる患者さんは、近所で高齢の方が多いためです。結局、院外処方箋に対応できる施設が現状では近くにほとんど見当たらないので、すぐに院外処方に切りかえるというのは、患者さんにとっては非常に大きなマイナスになると感じました。

したがって、今、敷地内薬局といったことを目指しながら、調整しているところです。将来的には、やはり院外処方に向けて準備を進めていきたいと思っています。

鋪田委員 敷地内薬局については、いろいろ課題も指摘はされているところがありますが、一方では、地域のかかりつけ薬局のハブ薬局みたいな方向性などといったことも今、言われております。

メリットあるいは課題等について、病院事業管理者から御所見があれば教えてください。

病院事業管理者 敷地内薬局につきましては、1つは、どの業

者を選択するののかということがかなり大きな問題になります。

近くの薬局、あるいは近辺にあるかかりつけ薬局の営業を圧迫するような形になるということは、自治体病院として考えなければならぬところでもあります。

一方で、患者さんの利便性ということで、敷地内にあるということであれば、今、まちなか病院長が申しました課題ということも同時にクリアできますので、選択に関して公平性を担保することを前提に研究していきたいと思っております。

松井委員

ことしのゴールデンウィークは10連休で、市民病院もたしか休診という形をとられたと思うのです。10連休とすることによって、私が知っている方も手術する予定だったのだけれども、連休明けでないちょっと困るのだという話で、本当は連休前にしたかったが、ということがあったということも聞いたりしていました。実際、10連休とすることにより、売上げという部分でももちろん影響は出てくると思うのですが、長期間休むということに対する弊害や課題にどういったものがあったのかお聞かせください。

病院事業管理者 10連休ということで、まずは通院中の患者さんに御迷惑をかけないように、院内の体制を整えまして、例えば化学療法であるとか、緊急手術で入られてとて10日間も待てないような方などに関するいろいろな検査、治療のスタッフをそろえるという準備をしてみました。

それによって、把握している限りでは、通院患者に御迷惑をかけたということとは特になくというふうに思っております。

一方で、10日間の休みということは外来収益においてはかなりマイナスになりますし、新規の入院患者さんの数もどうしても減ってしまいますので、経営に一定程度課題があったことは間違いないと思っております。

松井委員 あと、ことしは秋にもまた連休があったりとか、休みが結構続くことが多いと思うので、やっぱりそういったときに一経営的な感覚と公的病院という立場でなかなか難しい部分はあるのですが、そういったところにも対処していただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

鋪田委員 福祉車両等の待機スペースについて確保の必要性があるのではないかということを、委員

会で以前質問したことがありました。

民間の話ですが、ことし富山赤十字病院が駐車場のシステムを全部入れかえて、パーキングパーミットではないですけれども、障害者スペースもしっかりととられたりとか、その過程の中でも、福祉車両の待機場所などをしっかり確保されていると思うのです。

病院の性格はそれぞれ異なりますけれども、そういったことも必要なのではないかと思うのですが、もし御所見があれば、お答えいただけますでしょうか。

契約出納課長 市民病院では、福祉車両の待機専用としての場所の確保はしていないところでありますが、これまでも平成29年度にバスレーンであるとか、福祉車両、送迎車両がスムーズに送迎等ができるようラインを明確にするため、引直しをさせていただいております。

病院の正面玄関前には約3台分の送迎スペースがあり、もしくは第1駐車場を入りまして、建物の側面ですが、そちらに約6台分の送迎専用の区画を設けておりますので、送迎等で大きく不足するという現状にあるというふうには認識しておりません。しかし、第1駐車場にある送迎専用スペースがそもそもしっかりと周知されていないということもあります

ので、わかりやすいような表示に引き続き努めてまいりたいと考えているところです。

委員長 ほかにありますか。

〔発言する者なし〕

委員長 ないようですので、この程度にとどめます。
以上で、厚生委員会病院事業局所管分を終了いたします。

午前10時21分 休憩

~~~~~

午前10時36分 再開

委員長 引き続き、厚生委員会市民生活部所管分の議案の審査を行います。  
議案第113号 財産取得の件（富山市総合体育館第1アリーナ音響設備）  
を議題といたします。  
これより、当局の説明を求めます。

スポーツ健康課長 〔議案書により説明〕

委員長 これより、質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

高田委員 音響設備取得の内容、また金額の内訳についてですが、保守や機材などは入っていますか。

スポーツ健康課長 業務委託により更新するものでありまして、機器の値段及び設置にかかる費用を含めて、この金額となっております。

高田委員 保守も含めてですか。

スポーツ健康課長 保守はまた別になります。

大島委員 音響設備についてですが、富山グラウジーズなど、非常にたくさんの利用がありますけれども、工期はどのくらいを見ていらっしゃるのかお聞きしたいです。

スポーツ健康課長 この業務委託の工期そのものは来年1月末までの予定となっております。  
その期間の中で施設の休館日等の間に機器の入れかえを行うという形になります。

大島委員 来年1月末までということは先ほど教えていただいたのですが一何日とか、1週間とか、かかる日数をお尋ねいたします。

スポーツ健康課長 機器の設置そのものに係る期間といたしまし

ては、搬入から取りつけ等を含めまして、おおよそ半月程度になるかというふうに思っております。

大島委員 その半月の中で、利用していないところを使ってやるということで、通常の利用には影響がないということによろしいでしょうか。

スポーツ健康課長 通常のアリーナの利用には影響がないような形で作業を進めたいというふうに思っております。

委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 ないようですので、これをもって、議案の質疑を終結いたします。  
これより、議案第113号の討論に入ります。  
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 討論なしと認めます。  
これより、議案第113号を採決いたします。  
本案件は、原案のとおり決することに御異議

ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

御異議なしと認めます。

よって、本案件は原案可決されました。

以上で、市民生活部所管分の議案の審査を終了いたします。

次に、報告案件として提出されている、

報告第6号 専決処分報告の件（損害賠償請求に係る和解の件）中、専決第4号、

報告第24号 経営状況報告の件（公益財団法人富山市体育協会）、

以上2件を一括議題といたします。

これより順次、当局の説明を求めます。

大山行政サービス  
センター所長

〔報告第6号中  
専決第4号について、  
議案書により説明〕

スポーツ健康課長

〔報告第24号について、  
議案書により説明〕

委員長

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

大島委員 富山市体育協会は大きな金額を取り扱う団体  
なのですが、監査体制についてはどうなっ  
ているのか、お聞かせください。

スポーツ健康課長 市体育協会におきまして、監査をするための  
監事を3名選任しておられます。  
この監事は市の会計管理者と、学識経験者が  
2名入っておられまして、この外部の方が監  
査をしているという形になっております。

大島委員 その監査は、どういう期間で実施されていま  
すか。

スポーツ健康課長 具体的な監査の日数はお聞きしておりませ  
んが、必要な調書類の確認ですとか、そうい  
ったものの調査に必要な期間を設けておられ  
るというふうに理解しております。

大島委員 1年に1回ということでしょうか。

スポーツ健康課長 監査は1年に1回やっておられます。

泉委員 今、大山地域の上滝中学校の体育館が使えな  
いということで、大山社会体育館を子どもた  
ちと一緒に、市民が使っているわけな  
のですが、一応めどとして概ねどのぐ  
らい……

（「その他の質問です」と発言する者あり）

泉委員           そうですか、すみません。

委員長           ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長           ないようですので、これをもって、質疑を終  
結いたします。

なお、ただいまの報告案件につきましては、  
議決不要のものです。

次に、市民生活部所管分で、議案及びただい  
まの報告以外に何か質問はありませんか。

泉委員           今ほど言った上滝中学校について、要は、大  
山社会体育館を中学校の体育施設としても使  
っているということです。大山社会体育館の  
耐震化をまずやろうという話だったとお聞き  
しているのですが、中学校の改修が終わらな  
いと、大山社会体育館を改修できないという  
ことだと思うのです。

教育委員会の施設ということではあるのでし  
ょうが、中学校の改修については大体どれぐ  
らいの期間を予定していればいいものでしょ  
うか。

スポーツ健康課長 上滝中学校の改修については、教育委員会で実施しておられるので、スケジュールの詳細は把握しておりませんが、二、三年はかかるのではないかというふうに耳にはしております。はっきりしたことは承知しておりません。

泉委員 わかりました。ありがとうございます。

高見委員 今、市体育協会の経営報告もあったのですが、富山県内で少し心配をしておられる一部の方の意見は、富山市もそうなのですが、バスケットボール、あるいはサッカーとか、朝乃山関が優勝したから相撲という部分については非常に熱を入れておられるのですが、人間本来の走る、跳ぶというところについて、少しなおざりになってきていると。

富山県総合運動公園などというような施設はあるのですが、そういったことに対しての行政のバックアップがどうもいまいちだけないというような心配事が私の耳にも入ってきたのです。

確かに、サッカーではカターレ富山を、バスケットボールでは富山グラウジーズを、行政、民間を含めていろいろな方が応援している中で、跳ぶとか、走るとかということに対して、行政のほうで一生懸命やるぞという話をあま

り聞かないというのは私も実感として思っているのですが、何か方策というか、政策の中で考えているものがあるのですか。

スポーツ健康課長 市の取組みで、競技力の向上という点では、ジュニアの競技力向上ということで、市体育協会を通じた支援をさせていただいています。もっと年齢が下のお子さんということになりますと、市体育協会のほうで、先ほどの経営状況報告の中にもありましたスポーツ教室、体操教室ということで親子の運動遊びでありますとか、子どもの運動遊びプログラムといった事業に取り組んでいただいております。市の直接の事業ではございませんが、そういった取組みで幼少期からの運動能力の向上を期待しているところであります。

高見委員 確かに小学校、中学校、高校では、体育の時間とか、富山市小学生陸上競技交流大会とか、いろいろなことに取り組んでおられるのですが、子どもが一生懸命やって、中には学校の先生で一生懸命指導する方もおいでになるのですが、ある程度芽が出てきたら、県外に籍を移してしまうのです。本来、富山県、富山市でもいい選手が芽生えるのだけれども、根づかず県外に行ってしまう、県外の企業、あ



高見委員

あまりくどくどと言わないけれども、富山市でせっかく伸びてきた優秀な選手、あるいは優秀な人間、そういった人たちがしっかりと富山に根づいて、そして、行く行くは指導者になる、あるいはまた、次の世代の子どもたちに対する模範となるような人が根づくような施策も、スポーツ健康課を中心として、市民生活部あるいは富山市全体でこれからの1つの課題として考えていってください。これはお願いしておきます。

高田委員

市民活動団体等から事業を提案いただく公募提案型協働事業を今までずっとやってこられた中で、市民の皆さんにはなかなか知れ渡っていないというか、議員でも知らない方もおられるかと思えます。そうした形の中で、この事業の評価というものについてまずお聞かせ願いたいと思えます。

男女参画・  
市民協働課長

今、お話がありましたように、一般市民の方への認知度という点では、いささか物足りなさといったものを私自身も感じているところでございます。

もともとこの公募提案型協働事業は、市民団体の育成を目指して始まったと考えておりました、これまで90以上の団体から提案をい

ただいているところでございます。

そういった意味からは、幅広い団体から、あと新しい団体からも提案をいただいておりますので、市民団体の育成という点では一定程度の事業効果があったものと評価しております。

高田委員 毎年3つほど団体が選ばれているいろいろと事業が実施されている中で、やったことの報告というか、こういうことで成果が出たのだということは、市広報も使ってもっといろいろ、きちんと知らせるべきだと思うのですが、いかがでしょうか。

男女参画・市民協働課長 今ほど御意見のありました事業の成果等の報告につきまして、行政への報告にとどまらないように、一般の方々が特に応募なしでもごらんいただけるようなことを目指しまして、西町にございますTOYAMAキラリの2階のロビーのほうで事業報告会を近年行っているところでございます。

団体からいただきました事業報告書につきましては、富山市のホームページに掲載して、どなたでもごらんいただける状況になってはおりますけれども、今、御提案のありました富山市の広報に掲載するということはしてお

りませんので、まだ改善の余地があるのかなと考えております。

高田委員

せっかく皆さん気軽に一プレゼンしなければいけないところもあるのですが一先ほど言われたように各種団体の思いが実現できるいいチャンスだと思いますし、やっぱり協働・参画というか、協働という形の中の市の大きな事業の1つだと思いますので、またしっかり取り組んでいただければと思います。

松尾委員

本会議でも触れさせていただいたのですが、ユニバーサルデザインのまちづくりといった観点から、例えば駐車スペース—福祉関係施設であれば、専門の福祉部門のほうで屋根つきの駐車スペースとか、トイレ、更衣室にしても、そういうことがしっかりできているのかなというふうに思っているのです。なかなか答えにくいことを言うようなのですが、スポーツ施設に関しては一お金のかかることでもあるものですから一本会議での答弁は、とにかく事前に相談してくだされば対応します、いろいろ検討しますというものでありました。そういった福祉関係、例えば障害者団体の方の要望などをやりとりする場というのは持っていらっしゃるのかどうか

お聞きしたいのです。

スポーツ健康課長 そういった団体の方と定期的に話をさせていただくという機会は、正直に言うと設けておりませんが、当然、団体の方から要望なり御意見があるということであれば、私どもでお話を伺わせていただきますので、それは随時対応させていただきたいと思います。

松尾委員 今言われたとおりで、結局は福祉部門の方々とのやりとりというか、そういった目で一度見てもらうとか一実際には、すぐに改修、改築するということは簡単にはできないわけなのですが、今の富山市のスポーツ施設に関して、ユニバーサルデザインという観点からどういったところで足りない部分があるのかということ、やはり整理していく必要があるのかなと感じていて、そのあたりは連携を図っていただきたいなと思うのです。答えにくいかもしれないですけども、いかがでしょうか。

スポーツ健康課長 おっしゃるように、スポーツ施設の中でも大分昔に建てられた施設などは、今のハートビル法といいますか、そういった福祉対応の基準に合致していない部分もあるかと思います。

そういった部分は利用者、利用団体の御意見も伺いながら一費用のかかる話でありますので、どこまでできるのかということはありませんけれども一そういった視点で考えていきたいというふうに思っております。

松尾委員

今後、新しく建てかえなどといったときはそういったことをしっかりと考えていけると思うのですが、改築という中ではなかなかできない部分であって、本会議での答弁でもあったように、そういった形で対応するしかないのかなというふうに思います。

ただ、そういった福祉の目をどういったところに入れていくのかということをご検討していただきたいなというふうに思いますので、これは要望になりますけれども、よろしく願います。

市民生活部長

せんだって御質問をいただいて、答弁させていただいたところでしたけれども、現実の問題としまして、やはり障害者団体の方の要望ということで福祉部門に行くということになって、その中で、やはり幾つかのものにつきましては、体育施設の関係ということでこちらのほうで対応させていただいております。施設そのものはなかなか一新しいも

のを何かつけ足すというのは難しいということで、市体育協会のほうにもお願いしまして、それこそ障害のある方だけではなく多様な方がいらっしゃるということで、更衣室の関係などについてもなるべく柔軟に対応できるようにということもお願いしております。今ほどお話しいただきましたことにつきまして、また福祉部門のほうとも十分相談して対応させていただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

委員長           ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長           ないようですので、この程度にとどめます。  
以上で、厚生委員会市民生活部所管分を終了いたします。  
暫時休憩いたします。

午前 11 時 11 分   休憩

~~~~~

午後 1 時 16 分 再開

委員長 引き続き、厚生委員会を再開いたします。
これより、福祉保健部所管分の議案の審査を

行います。

議案第98号 富山市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例制定の件、

議案第99号 富山市介護保険条例の一部を改正する条例制定の件、

議案第100号 富山市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件、

以上3件を一括議題といたします。

これより、順次、当局の説明を求めます。

障害福祉課長 [議案第98号について、
議案概要書及び議案説明資料により説明]

介護保険課長 [議案第99号について、
議案概要書により説明]

保険年金課長 [議案第100号について、
議案概要書により説明]

委員長 これより、質疑に入ります。
質疑はありませんか。

鋪田委員 富山市介護保険条例の一部を改正する条例制定の件でありますけれども、今ほど説明があったとおりの理由で保険料の軽減強化を行う

わけですが、介護保険の仕組みからいって、負担割合は国、県、市でがっちり決まっている中で、減免するとなったときの財政的な担保というのは、市の立場からどういうふうに見ているのかお答えいただけますか。

介護保険課長 今ほど委員の言われたように、財政条件はきっちり決まっている形であるものですから、従来どおり、国、県、市での負担割合で減免になった分を分担するような形になっておりますので、財政的な面においては、特に心配はないという形になっております。

鋪田委員 参考までに、この強化される第1段階、第2段階、第3段階のそれぞれの全体に占める割合一人数のほうが答えやすかったら人数でもいいのですけれども、大体どのくらいを見込んでいらっしゃるでしょうか。

介護保険課長 あくまでも見込みですけれども、第1段階では1万4,500人程度と見ております。第2段階は1万人、第3段階も1万人となりまして、総計で3万4,500人程度になるのではないかなというふうに見ております。

鋪田委員 先ほどの話では、フレーム、枠が決まってい

る中で、減免分については国、県、市とそれぞれその負担のフレームでやっていくということではありますけれども、予算に与える影響はどのように認識しておられますでしょうか。

介護保険課長 国の政令等が3月末ぎりぎりでないとは出てこないもので、それを待っていると、こちらの条例改正というのは非常に難しいこともありまして、条例改正については、本年6月にさせてもらう形で議会へ出していたのですが、予算については見込みがある程度ついておりましたものですから、平成31年度当初予算という形で上げさせていただいております。

泉委員 通所支援のことについてちょっとお尋ねしたいのですが、今、担当が2名ということでお伺いしました。富山県から富山市に移譲されたことによって一要は、業務負担といったらおかしいのですが一新たに2名を採用したのか、人員をやりくりしながら2名を充てたのかをお伺いします。

障害福祉課長 障害者の事務のほうでもともと2名体制ということになっておりまして、その2名は変わらず、そのまま引き続き行っているところで

ございます。

泉委員 それと、都道府県から中核市に移譲したということは、やっぱり何らかのやりにくさがあったのだろうと理解するのですが、富山市に移譲されたことによってやりやすくなった部分だとか、こういった面が県、市の両者にとってメリットになったのでしょうか。

障害福祉課長 もともと利用者の決定は市のほうで行っておりました。移譲にあわせて、事業者への指導権限もおりてきたということで、問合せだとか御相談について、これまで県のほうに回していたことが、窓口が1つになって、一体的に行うことから非常に効率化が図られていると考えております。

委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 ないようですので、これをもって、議案の質疑を終結いたします。
これより、議案第98号から議案第100号まで、以上3件を一括して討論に入ります。
討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

討論なしと認めます。

これより、議案第98号から議案第100号まで、以上3件を一括して採決いたします。各案件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

御異議なしと認めます。

よって、各案件は原案可決されました。以上で、福祉保健部所管分の議案の審査を終了いたします。

次に、報告案件として提出されている報告第6号 専決処分報告の件（損害賠償請求に係る和解の件）中、専決第6号、専決第12号、

報告第22号 経営状況報告の件（公益社団法人富山市シルバー人材センター）、

報告第23号 経営状況報告の件（一般財団法人富山市大沢野健康文化推進財団）、

以上3件を一括議題といたします。

これより、順次、当局の説明を求めます。

福祉政策課長

〔報告第6号中

専決第6号について、
議案書により説明]

生活衛生課長 [報告第6号中
専決第12号について、
議案書により説明]

長寿福祉課長 [報告第22号について、
議案書により説明]

大沢野行政サービス
センター地域福祉課長 [報告第23号について、
議案書により説明]

委員長 これより、質疑に入ります。
質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長 ないようですので、これをもって、質疑を終
結いたします。
なお、ただいまの報告案件につきましては、
議決不要のものです。
次に、
富山市細入デイサービスセンターの今後の運
営について、
当局の報告を求めます。

長寿福祉課長 〔委員会資料により説明〕

委員長 ただいまの説明について、何か質問はありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長 ないようですので、この程度にとどめます。
次に、福祉保健部所管分で、議案及びただいまの報告以外に何か質問はありませんか。

高見委員 私はいつの定例会だったか、そのときは福祉保健部というよりも市長に質問したのですが一今、大都市圏でもものすごく高齢化が進んできているのです。そうしたら、都市部のほうでは介護施設だとか、言ってみれば、高齢者のそういう福祉施設の開設がなかなか困難であるということで、老人が地方へぽつぽつ移住し始めたということが出てきているらしいのです。

このことについて、ほかの自治体の中では、東京都と話をして一要するに、地方都市で老人を受け入れて、施設に要する経費の一部を東京都が負担するという話がもう既に進んでいるやに聞いております。

富山市も行く行くはそういう状況になってく

るのだろうと一現在の富山市内でも、そういう介護施設だとか、いろいろな施設が民間のほうでたくさん出てきていますよね。

そうすると、富山から東京に行って、そして、そこで仕事をして、現役世代を東京で過ごして、税金を東京なら東京、大都市圏で納めてきたと。それで、年月がたってからしようがなく故郷へ戻ってきて、そして、介護の支援を受けるということになってくると、富山市が財政的に非常に苦しい状況に陥るのは目に見えてきていると考えられるのです。こういうことについて何か、福祉保健部あるいは市で、そういうような今後の対応というものは考えておられるのか、おられないのか一本会議で前に1回質問したのだけれども。

福祉保健部長 以前の質問については確認させていただきたいと思います。

今の御質問については、中で話を詰めていないものですから、軽々にお答えすることは難しいところではありますが、御指摘のような形をとっておられる自治体も一江東区と伊豆のほうと記憶しておりますが一かなり以前からあったように聞いています。

まず流れとしては、高齢化は地方のほうが先に進んでおります。特に富山市はそういった

施設が多くございますから、そのあたりが今後一今、全体として人口減に入っております。高齢者については今はまだ増えていますけれども、これからだんだん減っていく。その後、後追いで都会のほうから来るということで、そういった方々がもし仮に一高齢者が少なくなるにつれて施設を縮小していけばそれでいいのしょうけれども、そうではなくて、あいている場合は、逆に、こちらから入れるということも考えられます。そういった場合は、制度上、住所地特例というものがあります。東京都の方が富山の施設に入られても費用負担は前住所地の東京都の該当区が行う、そういう制度がございますので、富山市以外の方が富山の施設に入られた場合は、その経費は富山市が負担するのではなくて、施設に入る前の住所地の被保険者として取り扱われますので、富山市に費用負担が発生することはありません。

ただ、今、元気な方が元気なうちに富山に入ってこられた場合は、富山市民ですので、これは費用負担があると思いますけれども、そういった意味では、高齢者も含めて、もともと都会に出られた方がふるさとで余生を過ごそうという形で元気なうちに富山に帰ってこられることについては、非常にいいことだと

思います。それまでの間、いろいろな社会経験をされているでしょうし、介護が必要になった場合は、そういった方については手厚く介護をして、富山で余生を、終末を迎えるということも1つの選択肢としてはあると思いますけれども、費用面で問題だから困るというような考えは今のところは持っておりません。

楽観的というふうに思われるかもしれませんが、どこかで負担しなければならないものですから、それについては、制度的なものもその都度整備されていくでしょうし、急にそういう負担が増えるというような心配は今のところしておりませんので、住みやすい富山に戻ってきていただきたいという考えです。

高見委員

そういう考え方もいいのですけれども、やっぱり社会の現状として核家族という、こういう嫌な流れがずっと続いてきたでしょう。その延長線上といたしますか、その弊害として、若い世代が東京へ行って働く、そこで現役世代を過ごす。それで年月がたってから、向こうに身寄りがないから富山へ来て、元気な方が富山で余生を過ごすのであればいいのですけれども、介護を要するような人たちがどんどん富山へ来ると、そういった経費だけで

一言葉が悪いけれども、富山市が非常に負担をこうむるといような形になると、これは危険だなという心配事があるのですね。

それで、さきの住所が東京で、それから富山へすぐ入って来る場合は、東京にいたということはわかるから東京で負担できるのですが、一旦、富山のどこかに住所を構えて、それから富山へ入って来るということになると、これは東京は負担しないのですよね。その辺のことの対応を考えていかないと、1つの抜け道みたいなものができて、これはどうしようもならないということになりますので、そのことも踏まえて、検討していかなければならないと思います。

福祉保健部長 御指摘のことはまた今後、介護なり、老人福祉行政のいろいろな事業を展開していく上で頭の隅に置きたいと思いますがけれども、要介護の高齢者がすべからく一要は、負担だけが発生するわけではなくて、当然、年金なりの収入もあるでしょうし、それから、要介護者といえどもこちらで生活をされるわけですから、消費もされます。ですから、よっぽど何十万人と移動してこない限りは、そこまで大きな負担になるというふうな思いはありませんし、全体的な収入と支出のやりくりの中で、

そのあたりは吸収できる部分であると思います。

そういった意味でも、いろいろなところで富山市も基盤をきちんと整備して、財源などの確保についても、課題があるとなれば制度の見直しを求めていくなり、いろいろな方策があると思います。

これまでも介護保険はたびたび大きく制度改正されていますし、市長がよく、制度破綻しているというような言い方もしますが、必要な見直しであれば、国に求めていくということも視野に入れながら、老人福祉行政については進めていきたいというふうに思っております。

高見委員

今はそういうような大都市圏の老人が、行くところがないというような問題が出てきていて、それを一遍に地方で負担するということになると大変なことになってくるものですから、そういうことも踏まえて、市の福祉保健部の中、あるいは市全体の中でしっかりと対応策を考えてというか、準備をしていくことが必要だろうと思います。

何も、老人を拒むということではないのですよ。今、私自身ももう72歳ですから、後期高齢者の一歩手前におりますけれども、要は、

現在富山市内に生活している方々の介護をまずは第一義的にしっかりやる、その後、余裕があれば、そういうようなところの老人も受け入れるというような形をしっかりと一やっぱり1つの線を引いてやっていかないと、何でもやれるよというふうになっていると、ちょっと危険な状況になってくるのかなという、老人としての心配をひとついたしましたので、質問いたしました。
またよろしくをお願いします。

委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 ないようですので、この程度にとどめます。
以上で、厚生委員会福祉保健部所管分を終了いたします。

午後1時54分 休憩

~~~~~

午後2時15分   再開

委員長           引き続き、厚生委員会こども家庭部所管分の議案の審査を行います。  
議案第101号   富山市家庭的保育事業等の

設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件、  
議案第102号 富山市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件、  
議案第108号 工事請負契約締結の件（呉羽保育所移転改築主体工事）、  
以上3件を一括議題といたします。  
これより、順次、当局の説明を求めます。

こども支援課長 〔議案第101号について、  
議案書及び議案概要書により説明〕

こども育成健康課長 〔議案第102号について、  
議案書及び議案概要書により説明〕

こども支援課長 〔議案第108号について、  
議案書により説明〕

委員長 これより、質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

鋪田委員 富山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件であります。そのもととなった基準の一部改正の狙いというのはどこにあった

と理解すればいいのかお答えください。

こども支援課長 家庭的保育事業等の保育を対象とする子どもは、ゼロ、1、2歳児ということで、民間施設に入れられない方を対象に始まった制度であります。

実際に、連携施設—3歳以降について、自分の園を卒業したら放っておくのはよくないということで、保育所あるいは幼稚園、認定こども園の3つ、要するに、認可された施設を自分のパートナーとして必ず準備をしてくださいという制度になっておりました。

実際に、そういう連携をとれない施設については5年間の猶予期間があったのですが、それについて、5年間さらに延長しますということ、それと、議案概要書5ページ6(3)の説明の際も言いましたが、保育所型事業所内保育事業所というものについては、そもそも規模が20人以上と大きい形になっていて、設備の内容も運営基準も保育所とほぼ同じということで、改めて連携施設を準備する必要はないというふうに定められたものであります。

それと、家庭的保育者の保育事業者に対する自園調理の原則についても、厚生労働省の調査によりますと、まだ施設を整備していない

ところが約半数であったものですから、これについてもさらに5年間延長をするという趣旨で改正を行うものであります。

鋪田委員

こういう条例改正ということになると、質とか、3歳の壁の解決がまた遠のくのではないかというような声も出てくるかと思うのですけれども、そういった事業者の確保についての検討とかというようなことは、条例改正に当たって十分検討されたのか、それと、議案書に「市長が適当と認めるものを」と書いてありますけれども、これについては、具体的にそういったものがあると、確保できる見込み等が立てられた中での条例改正なのかお伺いします。

こども支援課長

幸いなことに、富山市におけるこの家庭的保育事業等の事業者につきましては、全て連携施設を確保しておりますので、ここで制度の枠を広げることでその質を落とすようなことは実際には考えておりませんし、富山市としてもそういうものを認めていくことは考えていないところであります。

委員長

ほかにありますか。

〔発言する者なし〕

委員長

ないようですので、これをもって、議案の質疑を終結いたします。

これより、議案第101号、議案第102号、議案第108号、以上3件を一括して討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

討論なしと認めます。

これより、議案第101号、議案第102号、議案第108号、以上3件を一括して採決いたします。

各案件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

御異議なしと認めます。

よって、各案件は原案可決されました。

以上で、こども家庭部所管分の議案の審査を終了いたします。

次に、こども家庭部所管分で、議案以外に何か質問はありませんか。

鋪田委員

先ほどの未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金支給事業の話で、「これまでに法律婚をしたことがない者（同日において、事実婚をしていない者又は事実婚の相手方の生死が明らかでない者）」が対象ということです。今まであまり、想定といったらおかしいのですけれども、さまざまな親子の形と、そういった方々が、非常に生活が困窮していく現状が実際にあるのだなということが、こういった給付金事業ができることによって明らかになると感じるところです。

現状において、こういったさまざまな親子の形というものに関して、これまで富山市もかなり力を入れて、例えば学習支援ですとか、いろいろな形で事業を展開してこられましたけれども、先ほどの分科会で松井委員のほうからも、これが単年度で終わるようではという話がありました。国がどういうふうな方針を持っていくのかわかりませんが、もともとこういった親子といいますか、最終的には子どものためということになるのですが、支援をしていこうという考えはあるのかどうか、お答え願えますか。

こども福祉課長

今回のこちらの事業につきましては、委員がおっしゃったようにさまざまなお子さんたち

がおられるということをお国が考慮され、消費税率の関係もありますので、こういったことを今回実施すべきだという判断をされたということで、市としては、国の指針に基づきこういったことを実施させていただいております。

おっしゃったとおり、市のほうでもこれまでもさまざまな、例えば学習支援などにつきましても、場合によっては、昨年度なども必要に応じて拡充して実施させていただいているところです。

やはり児童扶養手当支給時には現況届の提出などもありますので、さまざまな御家庭の状況もお聞きすることがあります。そういった中で、こういったものが求められているのかということは常にアンテナを張りながら事業を行っていきたいという考えは持っているところです。

鋪田委員

そういった御相談もいろいろ受けていただいているようではありますが、さまざまな支援の措置がなかなかわからないというか、どこへ手を伸ばせばいいのか、情報収集すればいいのかわからないという方の声も聞きますので、また引き続きしっかり支援をお願いしたいというところです。

金井委員 地域児童健全育成事業について1つお尋ねします。

今年度4月1日から登録書の申込みの際に、就労証明書というものを初めて提出するようになりました。これについての目的、あるいはその成果をお伺いします。

こども育成健康課長 子ども会の受入れに当たりましては、受入れ人数が多い校区がこれまでございまして、条例の基準である概ね40人を超えている校区も中にはございました。

運営協議会の皆様方は、どういう子どもを受け入れればいいのか、その判断に苦慮しておられるということをご承知しておりました。

一方で、放課後児童クラブ、子ども会を含む学童保育に関する国の指針によりますと、受入れに配慮すべき家庭はまずどういうところか一優先順位といたしましょうか、そういうものにつきましては、例えばひとり親の家庭、それから経済的な事情がある家庭などを優先するというようなことも指針として示されております。

これらのことを受けて、昨年の6月から8月にかけて、全子ども会60校区に対し、職員が2人ないし3人チームになりまして、

全団体へヒアリングをしております。子ども会の実態、それから、どのような課題を持っていらっしゃるのか、どのような解決方法が考えられるのかということで、ヒアリングなどを通して、やはりどの団体からも同様の意見をいただきました。

そうした中で、横のつながりである指導員の連絡協議会の会長の方々、執行部の方々と昨年の夏から秋にかけて、この問題について話をしました。より安全な受入れのために、混雑等を和らげるために、例えば本当に留守家庭の児童でいらっしゃるということを客観的に確認できる就労証明書—これは保育所の入所等にも使っていたいただいている書類であります——そういうものの提出を求めたらどうかということも双方で話し合いまして、指導員協議会の皆様方からもやってみようかという話になりました。

実際に、ことしの4月はやはりいろいろな声を聞かせていただきました。今までその家庭の実態がよくわからない、「働いているから」ということですが、パート、あるいは正規の就業、さまざまな形態がある中で、実際にどれぐらいの時間その仕事に携わっておられて、子どもを見ることができないのかという細かなことがわからないまま、それぞれ受入

れをしていた結果、キャパシティーに対して受入れ人数が大きくなっていったというところもあったと聞いておりました。

確かにこの就労証明書は、客観性を確認するための1つのツールなのですが、この就労証明書だけをもってその受入れの可否を決定するというものでは決してございません。あくまでも受入れに当たっての1つの判断基準で、受入れの可否については家庭の御事情とか、例えば働いていなくても、御病気で子どもさんを見たくても見られないという方もいらっしゃると思うので、そういう家庭の御事情とかも含めて、国の指針などもあわせて、各協議会のほうで判断していただくということで、運用していただいているところでございます。

金井委員

今、こども育成健康課長が言われたとおり、ひとり親家庭、あるいは生活保護家庭であるということが事前にわかってものすごく指導しやすかったという声がほとんどから聞かれました。

一方で、学校関係者、地域の振興会、保護者代表、PTA、それから民生委員など、全部で25人ほどいた会合で1点出た意見は、民生委員の方から「この子、子ども会に入っているはずなのに、どうして今、帰ってくるの

かな」という意見があったということです。  
就労証明書を出さなければ子ども会に入れな  
いといった誤った見方の親もいるのか、ある  
いは出してもらわない限りこちらから言えな  
いということなのか、そういった問題もある  
ということをちょっと申し添えておきます。  
よろしくお願いします。

こども育成健康課長 先ほど子ども会の巡回ヒアリングのお話をさ  
せていただきましたが、今年度も今月から各  
校区を順に回っております。  
今、金井委員のほうからいただきました御意  
見などを踏まえながら、また各校区の課題を  
探ってまいりたいと思います。  
ありがとうございます。

橋本委員 こども食堂に関してですけれども、先日、本  
会議の市長の答弁において、お金を持っている  
方の子どもたちにそういう利用をしてもら  
うこともないというような答弁だったように  
思われます。  
こども食堂は、そもそも貧困対策も1つです  
が、孤食にも一孤独の食ですね一対応してい  
たのではないかなと思っていますけれども、  
こども家庭部ではどのような認識を持ってお  
られるのかお伺いします。

こども食堂の御質問につきましては、昨年からさまざまな機会を捉えて、一般質問等においていただいているところでございます。

今、橋本委員がおっしゃったとおり、経済的な理由などで食事を十分にとれない子どもさんとか、両親が共働きで一人で食事をする事になってしまう、いわゆる孤食になってしまう方々のために、地域の自主的な活動として全国に広がっている取組みであるということをおもひます。

富山市内におきましても、数カ所で行われていることも存じておりますし、それらの活動が、例えば地域のあらゆる世代の方々の交流行事の1つとして行われていたりとか、いわゆる経済的に困難なお子さん、あるいはそうでないお子さんも交えた形で実施されているということも認識しております。

今現在、富山市で行われているその活動といえますのは、地域の自主的な善意による活動だというふうな認識をしております。そちらの活動を尊重していく、そして、例えばふるさとづくり推進協議会とか、あるいは母親クラブさん、そういうさまざまな地域の団体の方が主催をしていらっしゃるということをおもひます。公費による助成などにつま

しても、既に行われているということも存じ上げております。

今現在のその活動を尊重していくべきではなかろうかということで、これまで答弁を申し上げました。

橋本委員

もう本当に十分認識していらっしゃって、それで私はありがたいと思っています。

私も一度見に行きましたけれども、やっぱり多少の寄附、それと現物支給などをいただきながらこども食堂は運営しておられる現状を踏まえて、また一別にすぐつくれとか、助成しろとか、私はそうは思っていませんが、しっかりとこども家庭部でも問題点、そしてまた支援策等を認識していただきたいなと思っています。以上です。

泉委員

1つだけお伺いします。

本年10月から保育料が無償化されるものですから、今までは保育所に入っていなかったけれども、無償化によって入るということの見込みというのはどのように考えていらっしゃるのでしょうか。特に認可外保育所とかですと、今まで高かった保育料が無償になって、子どもが増えて狭くなるとか、そういったような見込みはどうですか。

こども支援課長 今ほどおっしゃったように本年10月から保育料が無償化になりまして、認可保育施設に入っておられる方では3歳児から5歳児は全世帯、ゼロ、1、2歳児は非課税世帯が無償化になります。

それに加えて、認可外保育施設を利用されている方につきましても、あくまで保育の必要性が認定された場合に限り、無償化による助成がありますので、まずは保育の必要があるかないかをこちらのほうで判断、確認をさせてもらうことになります。

実際に、認可外施設を使っていない、そして、自宅におられるだろうという方につきましては、無償化の対象になる世帯の大体3から4%ぐらいという、仮の数字はあるのですが、実際にその方が本当に必要かどうかということもわかりませんし、逆に認可外施設を使っている方についても、本当に保育の必要性があって使っておられるのか、そうではなくて任意に使っておられるのかわかりませんので、その数字について、どれぐらいだというのは、今ここでお答えすることはちょっと難しいと考えております。

泉委員 わかりました。ありがとうございます。

委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 ないようですので、この程度にとどめます。  
以上で、こども家庭部所管分を終了いたします。  
こども家庭部の皆さんは退室願います。  
説明員が退室いたしますので、しばらくお待ちください。

〔こども家庭部退室〕

委員長 これで、6月定例会の当委員会に付託されました全議案の審査は終了いたしました。  
委員各位に御相談申し上げます。  
委員長報告については、正・副委員長に御一任願いたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 それでは、そのように取り計らいます。  
次に、委員会視察についてであります。  
まず、視察の日程及び視察先につきましては、皆さんに事前に御都合をお伺いし、お知らせしておりましたとおり、8月7日（水曜日）

から9日（金曜日）まで、2泊3日の行程で、川崎市、大和市、町田市、日野市を視察したいと思います。

それぞれの視察目的につきましては、川崎市においては、かわさきパラムーブメントについて、学童保育（わくわくプラザ事業）について、

大和市においては、管理栄養士による訪問指導について、

町田市については、認知症の取組みについて、日野市については、発達・教育支援システムの導入について、日野市子ども条例について、であります。

以上のとおり実施することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

それでは、そのように決定いたします。

今後、議長に対し、委員派遣承認要求書を提出し、承認を得ることといたします。

なお、3日間の行程の詳細については、正・副委員長に御一任いただき、詳細な視察行程が決定いたしましたら、委員各位へ速やかに御案内いたしたいと思います。

最後に、委員会視察における決定事項につい

て、改めて皆さんにお伝えいたします。

1 委員は、委員会視察の全日程を全うするものとする。

2 原則として、委員会視察終了後は引き続き他都市に所用がある場合においても、富山市に一度戻る。

やむを得ない場合は、議長の承諾を得る。

3 委員会視察において、飲食のための負担金を徴収する。

4 原則として、10月31日までにを行う委員会視察における服装は軽装とする。

以上でありますので、御承知おき願います。

これをもって、令和元年6月定例会の厚生委員会を閉会いたします。

令和元年6月定例会  
厚生委員会記録署名

委員長 高田真里

署名委員 大島 満

署名委員 松尾 茂